

子育て支援の各種手当

どの手当も、受給には申請が必要です。
詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

対象

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

手続き1年以上拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

▼手当の額(月額)
子どもが1人の場合4万2
290円

▼2人目の場合の加算額
9,990円

▼3人目以降の加算額
5,990円(1人につき)

・父または母が政令で定める程度の障害にある児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が政令で定める程度の障害にある児童
・父または母が明らかでない児童
・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
・父または母が法令により引

◎手当を受給中の方へ
次のような場合は、児童扶

《お問合せ》
美浦村役場 029-885-0340
子育て支援課(内)233
福祉介護課(内)111

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返していただきます。

・婚姻の届出をしたとき

・婚姻の届出をしていないくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がないとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になつたとき

・受給者本人や児童が年金を受けることができるようになつたとき

・児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなつたとき

・その他支給要件に該当しなくなつたとき

・受給者本人や児童が年金を受けることができるようになつたとき

・児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなつたとき

・その他支給要件に該当しなくなつたとき

▼手当の額(月額)
子どもが1人の場合4万2
290円

▼2人目の場合の加算額
9,990円

▼3人目以降の加算額
5,990円(1人につき)

・父または母が明らかでない児童
・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
・父または母が法令により引

居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

▼特別児童扶養手当1級
1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)

・身体障害者手帳がおおむね1級程度

・療育手帳の判定がⒶ・A程度

・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級程度

・身体障害者手帳がおおむね3級程度(内部的疾患は例外があります)

・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度

・精神障害者保健福祉手帳が1級

・精神障害者保健福祉手帳が2級

・精神障害者保健福祉手帳が1級

・精神障害者保健福祉手帳が2級

・精神障害者保健福祉手帳が1級

・精神障害者保健福祉手帳が2級

▼手当の額(1人/月)
等級・手当の額の順

・身体障害者手帳・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれの等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

を支給しています。

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童が福祉施設に入所している場合は受給できません。

▼身体障害者
・身体障害者手帳1~3級・下肢障がい4級の一部(※)の、1下肢を足関節以上で欠くもの、もしくは同等の著しい障がいを有すると判断されるもの

▼知的障害者
・療育手帳がⒶ・A・B

▼重複障害者
・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれの等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

▼支給額
月額3千円

※特別児童扶養手当と併給可。

※障害児福祉手当と併給不可。

・9月(4月分~9月分)
・3月(10月分~3月分)